	8　座席部分の取り外しができるもの又は座席部分に他の座席を取り付けることができるものにあつては、容易に外れない構造を有すること。 9　乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。 10　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
１．（略）	（略）	（略）
２．乗車用ヘルメット	用途	⑴　自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車乗車用のもの ⑵　（略）
	（略）	（略）
３．～13.　（略）	（略）	（略）
14.乳幼児用ベッドガード	骨組み	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	転落を防止する部位の構造	⑴　柵状のもの ⑵　ネット状のもの ⑶　クッション状のもの ⑷　その他のもの
	折りたたむことができる構造	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	骨組みの組立て	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	固定用器具	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	付属品	⑴　あるもの ⑵　ないもの

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
１．（略）	（略）	（略）
２．乗車用ヘルメット	用途	⑴　総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの ⑵　（略）
	（略）	（略）
３．～13.　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）